ウイルス性動脈炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、仮性皮疽、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兎粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ症

二　（略）	（略）

2　（略）

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（農地の転用の制限の例外） **第二十九条**　法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十九　（略） 二十　農地を家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による焼却又は埋却の用に供する場合 二十一　（略）	（農地の転用の制限の例外） **第二十九条**　法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十九　（略） 二十　農地を家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項又は第四項の規定による焼却又は埋却の用に供する場合 二十一　（略）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為） **第三十七条**　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～三十　（略） 三十一　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による焼却又は埋却に係る行為	（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為） **第三十七条**　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～三十　（略） 三十一　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項又は第四項の規定による焼却又は埋却に係る行為

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部改正）

第四条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
四　家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第六条第一項若しくは第三十一条第一項（これらの規定を同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査、注射若しくは投薬を行うため、又は家畜防疫官が同法第四	四　家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第六条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による検査、注射若しくは投薬を行うため、又は家畜防疫官が同法第四十六条第一項若しくは第三十一条第